

## 自動販売機設置場所貸付に係る仕様書

### 1 貸付場所及び貸付面積

入札 番号	財産名称	所在地	貸付箇所	台数	貸付面積
①	鹿島公園渡船 駐車場	松山市北条辻 1605	鹿島公園渡船待合所 西側（屋外）	1台	1420 <sup>mm</sup> ×900 <sup>mm</sup> =1.278 m <sup>2</sup> 程度
②	松山城喜与町 駐車場内敷地	松山市喜与町 1丁目6-11	事務所東側 （屋外・屋根有り）	1台	1420 <sup>mm</sup> ×900 <sup>mm</sup> =1.278 m <sup>2</sup> 程度

※貸付箇所は、別紙位置図を参照のこと。

### 2 貸付期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

（募集要項4(3)のとおり、延長の場合あり。ただし、最長でも令和12年3月31日までとする。）

### 3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置者」という。）の遵守事項

#### (1) 大きさ

おおよそW1,200mm×D800mm×H2,000mm 以内

#### (2) 災害救助ベンダー

災害発生時に自動販売機の賞品を無償で提供することを前提とした機器とし、災害発生時に本市が商品の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内のすべての商品が無償で提供すること。また、災害救助ベンダーであることを機器本体に明記すること。

#### (3) 環境対策

①省エネ 「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

②ノンフロン 二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とする。

#### (4) 安全対策

①転倒防止 「自動販売機の据付基準」(JIS規格)及び「自動販売機据付規準マニュアル」(日本自動販売システム機械工業会)を遵守した措置を講じるものとする。

②営業許可 商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

③防犯 硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造硬貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自動販売機堅牢化基準」(日本自動販売システム機械工業会)を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

#### (5) 使用済み容器の回収

#### ①回収ボックスの設置

原則として、自動販売機1台につき回収ボックス1個を自動販売機の近くに設置する。

#### ②回収ボックスの規格

ア 素材 プラスチック製又は金属製とすること。

イ 容積 回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とすること。

ウ その他 缶・ビン・ペットボトル等容器の素材別に回収できるものとし、使用済み容器以外の投入を禁止する旨表示すること。

③使用済み容器の処理 回収ボックス内の使用済み容器は設置者が回収し、容器包装リサイクル法(平成7年法律第112号)など、関係法令に基づいて適切に処理すること。

#### (6)自動販売機の設置及び管理運営

①設置において、設置の位置、日時等、必要な事項を協議のうえ行う。また、設置した場所で支障が生じた際は、設置者の責において、移動すること。

②設置者において、商品の補充及び変更、売上金の回収及び釣銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。

③設置者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。

④設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努める他、故障時には即時対応する。

⑤商品の補充及び使用済み容器の回収時間は、松山市と協議し決定する。

#### 4 販売商品の種類等

(1)種類 酒類を除く飲料とする。また、ノンアルコール飲料であっても酒類を連想させる飲料(ビール、ワイン、カクテル、酎ハイ、日本酒、焼酎、梅酒等)は不可とする。

(2)価格 標準販売価格(定価)以下とする。

(3)容器 ペーパーカップは、不可とする。(紙パック可)

#### 5 自動販売機設置料(使用料)

自動販売機の設置に伴う松山市行政財産の目的外使用許可に係る料金で行政財産の使用料徴収条例の規定に基づき算定した額。

ただし、使用期間が1か月に満たないときは、1か月として算定し、1年未満のときは、年間使用料の12分の1の金額を月額とする。(端数は切り捨てる。)

#### 6 自動販売機設置料(売上手数料)

市有財産内において、契約期間、自動販売機を用い営業を行うための権利を得るために、その期間の当該自動販売機の売上金額(税抜価格)に、一定の率《落札した率》を乗じた額に、消費税及び地方消費税の標準税率を乗じた額。

#### 7 自動販売機設置料(電気料)

設置者が自ら設置したメーター（計量法(平成4年法律第51号)に基づく検査に合格したものに限り。）により計測した使用量に基づき、算出した額。

## 8 費用負担

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去にかかる全ての費用は、設置者が負担する。
- (2) 電気使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者が負担する。なお、設置にあたっては、松山市担当職員の指示に従うものとする。

## 9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して松山市担当職員の確認を受けなければならない。

## 10 自動販売機設置に伴う事故

松山市の責に帰することが明らかな場合を除き、設置事業者がその責を負う。

### 11 商品等の盗難及び破損

- (1) 松山市の責に帰することが明らかな場合を除き、松山市はその責を負わない。
- (2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は棄損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。